

移動等円滑化取組計画書

2021年6月29日

住 所 神奈川県小田原市東町5丁目33番1号
事業者名 箱根登山バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 野村 尚廣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 車両代替え時にノンステップバスの導入を推進する。 (但し、ノンステップバスが使用できない路線を走る車両を除く)</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 運転士・営業所員の入社時にサービス介助士を取得させ、適切なお案内が出来る体制を整える。また全運転士を対象とした社内研修を実施し、バススロープの取扱い等、必要とされる教育を継続的に実施する。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	ノンステップバスが走行可能な路線を走る車両については、更新時に随時導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
基準を遵守するため教育訓練の実施	運転士に対して実施する社内研修時において、スロープ板を使用し、車椅子の円滑な乗降に必要な教育訓練を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
有資格者の配置	サービス介助士の資格を取得した運転士、営業所員を適切に配置し、円滑に誘導が行える体制を整備する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	車両更新時に方向幕を白色LED化することによって視認性を向上させる。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
従業員に対する研修の実施	全運転士に対し、安全研修を通じ、状況に応じた対応方法を指導する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発キャンペーンへの参加	関係官公庁及び所属団体が実施する啓発キャンペーンに参加し、広報活動及び啓発活動に努める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

多くのお客さまがご利用される停留所において、上屋増設の検討を行う。
障がい者団体の代表との会議体に参加し、問題点を共有していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表いたします。

VI その他計画に関連する事項

社内外の状況を鑑み、随時計画を見直します。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。